

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年5月15日

【四半期会計期間】 第35期第2四半期(自平成25年1月1日至平成25年3月31日)

【会社名】 株式会社夢真ホールディングス

【英訳名】 YUMESHIN HOLDINGS.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 佐藤真吾

【本店の所在の場所】 東京都文京区大塚三丁目11番6号

【電話番号】 03(5981)0670

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 佐藤大央

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区大塚三丁目11番6号

【電話番号】 03(5981)0670

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 佐藤大央

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	会計期間	第34期	第35期	第34期
		第2四半期 連結累計期間	第2四半期 連結累計期間	第34期
		自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日	自 平成24年10月1日 至 平成25年3月31日	自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日
売上高	(千円)	5,432,265	6,132,678	10,982,087
経常利益	(千円)	638,742	956,347	1,295,916
四半期(当期)純利益	(千円)	393,635	583,951	738,689
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	420,285	879,806	738,744
純資産額	(千円)	2,099,296	3,654,138	2,335,685
総資産額	(千円)	7,686,862	8,547,583	7,669,831
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	6.72	9.79	12.62
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)		9.68	
自己資本比率	(%)	24.4	39.4	27.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	383,694	430,742	1,064,351
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	330,598	45,873	202,325
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	568,471	35,777	151,808
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	2,817,529	3,091,887	2,649,368

回次	会計期間	第34期	第35期
		第2四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間
		自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日	自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	3.69	4.53

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第34期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第34期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、東日本大震災の復興需要等を下支えとし、緩やかな回復傾向がみられるものの、欧州の金融不安、近隣諸国との関係悪化等の影響で、依然として先行きは不透明な状況で推移しております。

しかしながら、平成24年12月の政権交代以降、新政権の掲げる経済政策から、為替も円安傾向となり、株式市場も活況を呈すなど、実体経済の回復へ向け期待感が高まっている状況です。

建設業界におきましては、東北地方での復興工事は依然本格化しないものの、首都圏での改修・補修工事、耐震補強工事の増加、住宅ローン減税の延長、増税前の駆け込み需要等によるマンション着工戸数の増加等を受け、建設投資額もリーマンショック以前の水準に近づきつつあります。一方、このような市場環境に対し、ゼネコン各社が抱える技術者の「高齢化」「若手不足」が深刻化しており、全国的に技術者が不足する事態が生じております。

エンジニア派遣事業における顧客企業が属する自動車・電気機器・半導体等の製造業界におきましては、一定の円高是正により輸出関連企業を中心に回復の兆しがありました。また、情報系エンジニアの派遣先となるIT業界においては、ここ数年抑制していた各企業のシステム投資が持ち直しの動きをみせております。

このような事業環境の下、当社グループでは、建築技術者派遣事業において、建築技術者の全国的な需要拡大、東北復興の本格化に備え、採用活動を強化してまいりました。また、エンジニア派遣事業においては、需要の高まりをみせている分野に精通する技術者の採用および育成、コスト管理の徹底、営業の効率化による稼働率の改善に注力してまいりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高6,132百万円（前年同四半期比12.9%増）、営業利益772百万円（前年同四半期比29.9%増）、経常利益956百万円（前年同四半期比49.7%増）、四半期純利益583百万円（前年同四半期比48.3%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

建築技術者派遣事業

当社グループの中核事業であります建築技術者派遣事業におきましては、ゼネコン各社が抱える技術者の「高齢化」「若手不足」の影響により、派遣需要は旺盛に推移いたしました。また、今後想定される全国的なインフラ整備工事、復興需要の本格化に備え、積極的に採用活動を行っており、その結果、当第2四半期連結累計期間にて359人の入社となりました。それに伴い、当第2四半期連結会計期間末の在籍技術者数は1,290人となっております。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は3,962百万円（前年同四半期比26.7%増）、セグメント利益は747百万円（前年同四半期比32.3%増）となりました。

エンジニア派遣事業

エンジニア派遣事業におきましては、主要顧客である製造業各社において、東日本大震災の影響等による生産の落ち込みから回復基調にありました。また、情報系エンジニアの派遣先となるIT業界において、ここ数年抑制していた各企業のシステム投資が持ち直しの動きをみせております。

このような事業環境の下、需要の高まりをみせている分野に精通した技術者の採用および育成、コスト管理の徹底、営業の効率化による稼働率の改善に注力してまいりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は1,954百万円（前年同四半期比7.3%減）、セグメント利益は151百万円（前年同四半期比3.3%増）となりました。

子育て支援事業

子育て支援事業におきましては、待機児童が多く保育サービスの需要が高い東京都および神奈川県において、認証保育所を3箇所運営しております。また、併せて保育士の派遣を行っており、施設の提供ならびに人材の供給を実施してまいりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は123百万円（前年同四半期比12.4%減）、セグメント利益は23百万円（前年同四半期比17.9%増）となりました。

医療介護支援事業

医療介護支援事業におきましては、高齢社会が進む中、医療および介護サービスへのニーズが日ごとに増加していることを受け、デイサービス施設を東京都にて3箇所運営してまいりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は91百万円（前年同四半期比60.9%増）、セグメント利益は4百万円（前年同四半期は、10百万円のセグメント損失）となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における営業活動による資金の増加は、430百万円（前年同四半期比12.3%増）となりました。これは主として、税金等調整前四半期純利益927百万円、売上債権の増加額93百万円、法人税等の支払額434百万円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における投資活動による資金の増加は、45百万円（前年同四半期比86.1%減）となりました。これは主として、投資有価証券の取得による支出751百万円、投資有価証券の売却による収入740百万円、貸付金の回収による収入69百万円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における財務活動による資金の減少は、35百万円（前年同四半期は568百万円の増加）となりました。これは主として、短期借入金の純減少額558百万円、長期借入れによる収入670百万円、長期借入金の返済による支出560百万円、自己株式の処分による収入581百万円等によるものです。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年5月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	74,573,440	74,573,440	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 1単元の株式数 100株
計	74,573,440	74,573,440		

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第4回新株予約権（第三者割当）

決議年月日	平成25年2月28日
新株予約権の数(個)	2,500,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,500,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり500円（注）2
新株予約権の行使期間	平成25年3月18日～平成28年3月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	（注）3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式の合併、資本の減少、会社分割又は合併のために行使価額の調整を必要とする時は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て必要な行使価額の調整を行う

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の総数は2,500,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1株)とする。

なお、当社が株式分割又は株式合併を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・合併の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(以下に定義する)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初500円とする(以下「当初行使価額」という。)

(3) 行使価額の修正

行使価額の修正は行わない。

(4) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の割当日後、本項第 号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第 号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合、(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第 号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項第 号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第 号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第 号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

本項第 号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第 号 に示される株式分割の場合、その他適用開の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従って算定された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

第5回新株予約権（第三者割当）

決議年月日	平成25年2月28日
新株予約権の数(個)	2,500,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,500,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり750円（注）2
新株予約権の行使期間	平成25年3月18日～平成28年3月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	（注）3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式の合併、資本の減少、会社分割又は合併のために行使価額の調整を必要とする時は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て必要な行使価額の調整を行う

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の総数は2,500,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1株)とする。

なお、当社が株式分割又は株式合併を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・合併の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(以下に定義する)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初750円とする(以下「当初行使価額」という。)

(3) 行使価額の修正

行使価額の修正は行わない。

(4) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の割当日後、本項第 号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第 号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合、(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第 号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項第 号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第 号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第 号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

本項第 号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第 号 に示される株式分割の場合、その他適用開の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従って算定された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

第6回新株予約権（第三者割当）

決議年月日	平成25年2月28日
新株予約権の数(個)	2,500,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,500,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,000円（注）2
新株予約権の行使期間	平成25年3月18日～平成28年3月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	（注）3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式の合併、資本の減少、会社分割又は合併のために行使価額の調整を必要とする時は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て必要な行使価額の調整を行う

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の総数は2,500,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1株)とする。

なお、当社が株式分割又は株式合併を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・合併の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(以下に定義する)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初1,000円とする(以下「当初行使価額」という。)

(3) 行使価額の修正

当社は平成25年3月18日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、修正日において、当該修正日の前取引日(取引所において売買立会が行われる日をいう。ただし、終値のない日は除く。以下同じ。)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。取引日の間に(4)に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を当該事由を勘案して調整した上で、修正後の行使価額を算出する。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、500円とする。下限行使価額は、(4)の規定を準用して調整される。

(4) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の割当日後、本項第 号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第 号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合、(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第 号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項第 号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第 号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第 号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

本項第 号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本項第 号の規定にかかわらず、本項第 号に基づく調整後の行使価額を始めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第 号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第 号に従った調整を行うものとする。

(3) および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第 号 に示される株式分割の場合、その他適用開の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。また、本項第 号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従って算定された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4. 本新株予約建は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当いたします。本新株予約権の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約券の目的となる株式の総数は2,500,000株、割当株式数（注1に定義する。）は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（注2（2）に定義する。）が修正されても変化しない（ただし、注1に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正基準

当社は、平成25年3月18日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の直前取引日（取引所において売買立会が行われる日を言う。ただし、終値のない日は除く。以下同じ。）の当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。

上記取引日の間に注2（4）に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該取引日の取引所における当該普通株式の普通取引の終値を当該事由を勘案して調整した上で、修正後の行使価額を算出する。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（本項（4）に定める価額をいう。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

(3) 行使価額の修正頻度

当社が本項（2）に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌営業日以降、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、修正される。

(4) 行使価額の下限

当初、500円とする。ただし、注2（4）の規定を準用して調整される。

(5) 割当株式数の上限

2,500,000株（発行済株式総数に対する割合は3.35%）

(6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限

1,250,000,000円（本項（4）に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。ただし、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。）

(7) 本新株予約権には、割当日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合に、当社取締役会で定める取得日の1ヶ月前に通知をしたうえで、当該取得日に当社が本新株予約権の全部又は一部を取得することができる条項が設けられている。

(8) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(9) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第2四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

	第2四半期会計期間 (平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	500
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	500,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	421
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	206,000
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	2,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	2,000,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	298
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	581,000

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年3月31日		74,573,440		805,147		867,545

(6) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
佐藤 眞吾	東京都世田谷区	26,259	35.21
有限会社佐藤総合企画	東京都千代田区内幸町1丁目1-7	9,344	12.52
佐藤 淑子	東京都世田谷区	3,328	4.46
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019 (常任代理人 香 港上海銀行東京支店)	AIB INTERNATIONAL CENTRE P.O.BOX 518 IFSC DUBLIN, IRELAND (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	1,267	1.69
深井 英樹	千葉県我孫子市	1,153	1.54
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,055	1.41
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	774	1.03
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2丁目4-6	709	0.95
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4丁目12-3	665	0.89
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS AGENT BNYM AS EA DUTCH PENSION OMNIBUS 140016 (常任 代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行 決済営業部)	THE BANK OF NEWYORK MELLON ONE WALL STREET,NEWYORK NY 10286, U.S.A (東京都中央区月島4丁目16-13)	607	0.81
計		45,163	60.56

(注) 上記のほか、自己株式が14,032千株(発行済株式総数の18.81%)あります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 14,032,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 60,539,000	605,390	
単元未満株式	普通株式 2,040		
発行済株式総数	74,573,440		
総株主の議決権		605,390	

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式86株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株)夢真ホールディングス	東京都文京区大塚3-11-6	14,032,400		14,032,400	18.81
計		14,032,400		14,032,400	18.81

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年10月1日から平成25年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人和宏事務所による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,557,679	3,070,300
受取手形及び売掛金	1,626,398	1,723,662
有価証券	7,046	12,351
たな卸資産	1,236	954
その他	575,958	374,714
貸倒引当金	84,719	82,535
流動資産合計	4,683,600	5,099,448
固定資産		
有形固定資産	1,412,178	1,412,657
無形固定資産		
のれん	628,411	586,704
その他	37,834	33,169
無形固定資産合計	666,246	619,873
投資その他の資産		
投資有価証券	688,605	1,171,636
その他	305,455	299,321
貸倒引当金	86,255	55,355
投資その他の資産合計	907,805	1,415,602
固定資産合計	2,986,230	3,448,134
資産合計	7,669,831	8,547,583
負債の部		
流動負債		
買掛金	14,133	11,941
短期借入金	975,331	416,333
1年内返済予定の長期借入金	850,844	724,124
未払法人税等	442,473	340,629
賞与引当金	176,867	180,010
その他	942,401	932,063
流動負債合計	3,402,051	2,605,102
固定負債		
長期借入金	1,509,223	1,745,521
退職給付引当金	254,959	262,589
資産除去債務	3,204	2,377
その他	164,707	277,854
固定負債合計	1,932,094	2,288,341
負債合計	5,334,146	4,893,444

	前連結会計年度 (平成24年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	805,147	805,147
資本剰余金	867,545	1,229,195
利益剰余金	2,262,103	2,699,702
自己株式	1,789,972	1,567,972
株主資本合計	2,144,823	3,166,072
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	46,302	200,415
その他の包括利益累計額合計	46,302	200,415
新株予約権	10,511	11,861
少数株主持分	226,652	275,789
純資産合計	2,335,685	3,654,138
負債純資産合計	7,669,831	8,547,583

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成25年3月31日)
売上高	5,432,265	6,132,678
売上原価	3,870,990	4,288,011
売上総利益	1,561,274	1,844,667
販売費及び一般管理費	966,820	1,072,329
営業利益	594,454	772,337
営業外収益		
受取利息	2,227	2,238
受取配当金	3,392	9,449
投資有価証券売却益	12,359	56,523
受取家賃	38,925	36,868
補助金収入	65,593	76,578
その他	15,318	54,783
営業外収益合計	137,818	236,441
営業外費用		
支払利息	33,918	29,981
賃貸収入原価	12,620	12,196
その他	46,991	10,253
営業外費用合計	93,530	52,431
経常利益	638,742	956,347
特別損失		
固定資産除却損	3,309	-
和解金	-	29,338
特別損失合計	3,309	29,338
税金等調整前四半期純利益	635,433	927,009
法人税、住民税及び事業税	216,296	332,270
法人税等調整額	1,273	14,945
法人税等合計	215,023	317,324
少数株主損益調整前四半期純利益	420,409	609,685
少数株主利益	26,774	25,733
四半期純利益	393,635	583,951

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成25年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	420,409	609,685
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	124	270,121
その他の包括利益合計	124	270,121
四半期包括利益	420,285	879,806
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	393,906	830,669
少数株主に係る四半期包括利益	26,378	49,137

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成25年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	635,433	927,009
減価償却費	35,167	37,815
のれん償却額	47,314	41,707
貸倒引当金の増減額（は減少）	8,379	33,084
賞与引当金の増減額（は減少）	37,316	3,143
役員賞与引当金の増減額（は減少）	20,000	-
退職給付引当金の増減額（は減少）	21,078	7,629
受取利息及び受取配当金	5,620	11,687
支払利息	33,918	29,981
社債償還損	15,266	-
有形固定資産除売却損益（は益）	3,309	643
投資有価証券売却損益（は益）	12,359	56,523
投資事業組合運用損益（は益）	5,931	1,399
売上債権の増減額（は増加）	205,334	93,681
仕入債務の増減額（は減少）	2,078	2,192
その他	35,818	59,842
小計	520,907	909,203
利息及び配当金の受取額	3,893	12,979
利息の支払額	37,020	27,485
和解金の支払額	-	29,338
法人税等の還付額	41	-
法人税等の支払額	104,126	434,616
営業活動によるキャッシュ・フロー	383,694	430,742
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額（は増加）	748,020	-
投資有価証券の取得による支出	472,061	751,734
投資有価証券の売却による収入	126,370	740,858
出資金の分配による収入	12,152	49,654
有形固定資産の取得による支出	25,491	1,287
無形固定資産の取得による支出	1,000	-
貸付金の回収による収入	5,375	69,836
貸付けによる支出	56,960	55,000
その他	5,806	6,452
投資活動によるキャッシュ・フロー	330,598	45,873

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成25年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,238,490	558,998
長期借入れによる収入	1,550,000	670,000
長期借入金の返済による支出	872,082	560,422
社債の償還による支出	1,255,266	-
自己株式の処分による収入	-	581,000
自己株式の取得による支出	19,723	0
配当金の支払額	59,339	146,112
その他	13,607	21,244
財務活動によるキャッシュ・フロー	568,471	35,777
現金及び現金同等物に係る換算差額	19	1,784
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,282,783	442,623
現金及び現金同等物の期首残高	1,534,745	2,649,264
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,817,529	3,091,887

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成24年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
製品	585 千円	358 千円
貯蔵品	650 千円	596 千円

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成25年3月31日)
給与手当	388,619 千円	440,630 千円
賞与引当金繰入額	8,294 "	7,276 "
貸倒引当金繰入額	21,178 "	12,729 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成25年3月31日)
現金及び預金	2,766,850 千円	3,070,300 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	40,756 "	40,764 "
有価証券	4,152 "	12,351 "
流動資産の「その他」のうち預け金	87,282 "	50,000 "
現金及び現金同等物	2,817,529 千円	3,091,887 千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成23年10月1日至平成24年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年12月15日 定時株主総会	普通株式	58,681	1.00	平成23年9月30日	平成23年12月16日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年4月26日 取締役会	普通株式	87,812	1.50	平成24年3月31日	平成24年6月6日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成24年10月1日至平成25年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年12月18日 定時株主総会	普通株式	146,352	2.50	平成24年9月30日	平成24年12月19日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年4月30日 取締役会	普通株式	181,622	3.00	平成25年3月31日	平成25年5月24日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成23年10月1日至平成24年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	建築技術者 派遣事業	エンジニア 派遣事業	子育て 支援事業	医療介護 支援事業	計	
売上高						
外部顧客への売上高	3,126,245	2,107,798	141,482	56,738	5,432,265	5,432,265
セグメント間の内部売上高 又は振替高						
計	3,126,245	2,107,798	141,482	56,738	5,432,265	5,432,265
セグメント利益 又は損失()	565,344	146,918	20,060	10,056	722,266	722,266

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	722,266
のれんの償却額	41,331
全社損益(注)	42,193
四半期連結損益計算書の経常利益	638,742

(注) 全社損益は、主に報告セグメントに帰属しない当社の管理部門にかかる収益及び費用です。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成24年10月1日至平成25年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					合計
	建築技術者 派遣事業	エンジニア 派遣事業	子育て 支援事業	医療介護 支援事業	計	
売上高						
外部顧客への売上高	3,962,479	1,954,952	123,980	91,267	6,132,678	6,132,678
セグメント間の内部売上高 又は振替高						
計	3,962,479	1,954,952	123,980	91,267	6,132,678	6,132,678
セグメント利益	747,717	151,698	23,652	4,510	927,578	927,578

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	927,578
のれんの償却額	41,707
全社損益(注)	70,476
四半期連結損益計算書の経常利益	956,347

(注) 全社損益は、主として報告セグメントに帰属しない財務関連の損益であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前連結会計年度末(平成24年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	71,483	69,121	2,361
その他			
小計	71,483	69,121	2,361
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	326,085	367,943	41,858
その他	69,782	88,475	18,693
小計	395,867	456,419	60,551
合計	467,351	525,541	58,190

当第2四半期連結会計期間末(平成25年3月31日)

その他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

	四半期連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
四半期連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの			
株式	549,011	201,662	347,348
その他	40,644	36,638	4,005
小計	589,655	238,301	351,354
四半期連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの			
株式	26,839	27,805	966
その他	124,927	142,423	17,496
小計	151,766	170,229	18,462
合計	741,422	408,530	332,891

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成25年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	6円72銭	9円79銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	393,635	583,951
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	393,635	583,951
普通株式の期中平均株式数(千株)	58,565	59,656
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		9円68銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(千株)		651
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		第4回新株予約権 平成25年2月28日 取締役会決議 普通株式 2,500千株 新株予約権の数 2,500千個 第5回新株予約権 平成25年2月28日 取締役会決議 普通株式 2,500千株 新株予約権の数 2,500千個 第6回新株予約権 平成25年2月28日 取締役会決議 普通株式 2,500千株 新株予約権の数 2,500千個

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第35期（平成24年10月1日から平成25年9月30日まで）中間配当について、平成25年4月30日開催の取締役会において、平成25年3月31日の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	181,622千円
1株当たりの金額	3円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成25年5月24日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 5月14日

株式会社夢真ホールディングス

取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 高木 快雄 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大嶋 豊 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社夢真ホールディングスの平成24年10月1日から平成25年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年10月1日から平成25年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社夢真ホールディングス及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。